明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五八）　一

〔告　示〕
○アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件（内閣府一二二～一二七）　一
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三三一）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務一八九）　三
○母子保健法施行規則第七条の厚生労働大臣が定める様式を定める件（厚生労働三四三）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一六〇三～一六一〇）　四
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（同一六一一）　四
○都市計画に関する件（関東地方整備局二五八、二五九）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局一五九、一六〇）　五

〔人事異動〕
内閣　内閣府　外務省　六

〔叙位・叙勲〕　六

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項　八
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　八
特定保安林の指定について（同）　八
労　働
労働組合法第十八条に基づく申立てに係る決定について（厚生労働省）　九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二六

省令

○厚生労働省令第百五十八号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（母子健康手帳の様式） **第七条**　法第十六条第三項の厚生労働省令で定める母子健康手帳の様式は、様式第三号又はその他これに類するものであつて厚生労働大臣が定めるもの、及び次の各号に掲げる事項を記載したものによる。 一～六　（略）	（母子健康手帳の様式） **第七条**　母子健康手帳には、様式第三号に定める面のほか、次の各号に掲げる事項を示した面を設けるものとする。 一～六　（略）

様式第三号五十一ページ中「予防接種の記録（２）」を「予防接種の記録（２）」に、「麻しん・風しん」を「麻しん Measles ・風しん Rubella」に、五十二ページ中「予防接種の記録（３）」を「予防接種の記録（３）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。